

業務委託仕様書

1. 業務名

PFS（成果連動型民間委託契約方式）を活用したフレイル予防運動教室事業業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日

3. 履行場所

各務原市内公共施設 ほか

4. 委託業務内容

(1) 事業の広報

実施するフレイル予防運動プログラム（以下、教室という）の周知を行う。チラシやホームページ、SNSなど多彩な媒体を活用し、多くの高齢者が関心をもつよう工夫する。なお、チラシは受注者にて作成するものとする。

(2) 教室の実施

委託者が用意したパンフレット等に沿って、フレイル予防に関する運動指導及び実技を毎回行うこと。実技は参加者が自宅でも取り組める内容を含むものとする。より効果的な啓発物がある場合は、追加の配布を妨げない。

本事業への参加をきっかけにして、フレイル予防の取組を行っていなかった高齢者に行動変容が起こり、セルフマネジメント（フレイル予防における自己管理）の継続した取組が行えるような教室内容とする。

(ア) 実施頻度、実施期間

教室は、8月中旬から11月下旬の間に月2回以上、合計8回以上開催し、2会場（各定員25名）で実施する。なお、市内公共施設を利用する場合は、別紙「施設スケジュール表」の実施可能日において実施すること。申込数が定員を超えた場合は、抽選にて参加者を決定する。また、1回あたりの実施時間は受注者の提案によるものとする。なお、天候や交通事情等により、やむを得ず教室が実施できなかつた場合でも、事業実施期間内で日程変更を行い、上記実施回数を開催すること。

(イ) 実施計画書の提出

受注者は契約締結後、速やかに事業のスケジュールを委注者に提出し、その内容について了承を得る事。

(ウ) 実施内容

高齢者を対象に、「運動機能の向上」を図る教室業務を委託する。なお、運動と複合的に取り組むことによりフレイル予防の相乗効果が期待される「栄養状態（口腔機能）の改善」を図る内容も取り入れることが望まし

い。また、教室時間は 60 分～120 分とすること。

(エ) 従事者の配置

教室に従事する者は、高齢者への指導について経験豊富な者で、かつ、高齢者の身体安全面について救急救命講習を受講するなど、指導者として技術の研鑽を積んでいる者を派遣するものとする。また、介護保険（地域支援事業を含む）、老年学および運動器機能・栄養状態（口腔機能）改善に関する知識を兼ね備え、他職種の役割と業務についての知識も理解している者とし、下記の事項に十分配慮し事業を行わなければならない。

- ・ 生活機能の低下傾向にある高齢者を心理的・社会的にも理解し、安全にサービスを提供すること。
- ・ 情報の共有のため常に関係機関との連携に努めること。

5. 対象者

各務原市在住の 65 歳以上の方のうち、運動習慣がない方。

※本仕様書における年齢は、教室開始時点とする。

※運動習慣とは、1 回 30 分以上の運動を、週 2 回以上実施し、1 年以上、運動継続をしていることとする。

6. 業務報告方法

(1). 月例報告

各回の実施内容や参加者の様子、参加人数を、会場別で月毎にまとめ、翌月 10 日までに報告するものとする。その他、委託者からの要請があった場合は、参加者のモニタリングを行い、状況を報告すること。

(2). 業務実施報告書の作成

後述する「12. データ測定方法」に従い、体力測定等を行い、業務実施報告書を作成すること。なお、業務実施報告書の内容については、委託者の指示に従うこと。

7. 業務に関する特記事項

(1). 危機管理

・教室参加者にかかる傷害保険、および教室実施中の事故により発生する法律上の損害賠償に対する賠償保険は発注者が加入する。なお、受注者の故意または重大な過失など、発注者の責めに帰することができない事由によって生じた損害、および教室の実施に際して、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の負担とする。

・実施にあたっては、安全を十分に配慮すること。

・参加者の急な病気、けが等に対応できるよう安全管理マニュアルを作成するとともに、委託者の確認を得ること。また、安全管理マニュアルの内容及び更新について確認を行うこと。

・参加者の参加時における緊急事態に対応できる体制を確保すること。教室

実施中は、A E D（自動体外式除細動器）を使用できる体制とすること。

・実際に事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずるとともに、発注者および関係機関に通報し、事故報告書を提出すること。

(2). 資料、備品、消耗品等

事業に必要な資料、備品、消耗品等（体力測定に必要な物品含む）は受注者が用意すること。ただし、資料の内容については、発注者の求めに応じること。

(3). 施設の利用

各施設の利用の注意点を確認し遵守すること。なお、市内公共施設を利用する場合の施設予約は発注者が行い、利用に係る施設利用料及び水道光熱費は発注者が負担する。

8. 個人情報の保護

受注者は、事業の実施に際して入手した個人情報その他の情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律および各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関係規定を遵守し、適切な管理を行うこととする。また、業務上知り得た参加者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、履行期間満了後も同様とする。

9. 成果指標

成果指標は、以下のとおりとする。なお、①～③の成果指標は必須とし、④は受注者からの提案があった場合にのみ発注者と協議の上、決定する（①～③のみでも可とする）。

① 男性前期高齢者の申込者の割合

$$\frac{\text{男性前期高齢者の申込者}}{\text{申込者数}}$$

② 体力測定結果の改善者の割合

$$\frac{\text{改善者数（3項目のうち2項目以上が改善している人数）}}{\text{参加者数}}$$

教室開始時および終了時に別表に示す3項目の体力測定を実施し、改善者の割合を求める。

なお、ここで言う体力測定項目の改善とは、

①長座体前屈（教室最終回の測定値）>（教室初回の測定値）

②開眼片足立ち（教室最終回の測定値）≥（教室初回の測定値）

③握力（教室最終回の測定値）>（教室初回の測定値）

※左右何れか同側での測定値

となることを指す。

③ 教室終了後の運動継続者の割合

$$\frac{\text{教室終了3か月後に運動を継続していた人数}}{\text{アンケート回答者数}}$$

教室最終日から3か月後を目安に、発注者が参加者にアンケートを実施し、教室終了後の継続状況を調査する。なお、アンケート内容については事業計画書をもとに、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

- ④ 教室の実施目的を判定できる評価項目（客観的指標、主観的指標どちらも可）

10. 業務委託料

固定分	成果連動分
5,777,314円	2,904,000円

- (1). 受注者は、事業完了後速やかに完了届に事業実績報告書（体力測定結果を含む）を添えて提出しなければならない。
- (2). 受注者より業務実施報告書を受領後、発注者は成果指標に基づく実績値を測定し、当該結果を受注者へ通知する。
- (3). 支払額は、支払表に基づき協議書により確定することとする。なお、これによる変更契約は行わないこととする。
- (4). 発注者は、支払額の協議終了後、速やかに完了届を提出しなければならない。
- (5). 発注者は完了届等を受領した日から10日以内に検査を行わなければならない。
- (6). 発注者は、適法の支払い請求書を受領した日から30日以内に支払うこととし、支払方法は一括払いとする。
- (7). 成果連動分について、各成果指標の支払区分は以下のとおりとする。

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
① 男性前期高齢者の申込者の割合	0%～	1%～	3%～	10%～	20%～
② 体力測定結果の改善者の割合	0%～	40%～	75%～	80%～	85%～
③ 教室終了後の運動継続者の割合	0%～	30%～	65%～	75%～	85%～
④ 教室の実施目的を判定できる評価項目	0%～	50%～	70%～	80%～	90%～

①～④の各項目における支払金額については、成果指標の数字に応じて、以下のとおりとする。なお、小数点以下端数については、各成果指標の支払金額を合算後、切り捨てるものとする。

「 x = 業務委託料のうち成果連動分の金額」

ア 成果指標が 3 項目の場合の支払表

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
契約金額における成果連動分のうちの支払金額・割合	$x \times \frac{0}{12}$	$x \times \frac{1}{12}$	$x \times \frac{2}{12}$	$x \times \frac{3}{12}$	$x \times \frac{4}{12}$

イ 成果指標が 4 項目の場合の支払表

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
契約金額における成果連動分のうちの支払額・割合	$x \times \frac{0}{16}$	$x \times \frac{1}{16}$	$x \times \frac{2}{16}$	$x \times \frac{3}{16}$	$x \times \frac{4}{16}$

(例) 成果指標が 3 項目で次の達成度の場合による支払金額 (成果連動分)

- ・ 成果指標①の達成度 3 = $x \times 2/12$
- ・ 成果指標②の達成度 2 = $x \times 1/12$
- ・ 成果指標③の達成度 3 = $x \times 2/12$

支払金額 = $x \times 5/12$ (※小数点以下は切り捨てとする)

- (8). 事業参加者より参加費を徴収することも可能とするが、詳細は受注者と発注者との協議の上、発注者が決定することとする。なお、実施する場合は、実施計画書にスケジュールを記載すること。

11. データ測定方法

本業務について以下の内容を、業務実施報告書にとりまとめ、発注者へ報告すること。報告書は紙媒体及び電子データで納品すること。

① 男性前期高齢者の申込者の割合

申込者全体のうち、男性前期高齢者の申込者の割合。性別、年齢、運動習慣の有無について、申込の際に発注者が情報を収集する。

② 体力測定結果の改善者の割合

教室開始時および終了時に参加者に対し、別表に記載の 3 項目の体力測定を実施。受注者が評価を行い、改善者の割合を求める。実施方法について

ては、(別表) 参考元に示されている方法であることが望ましい。

③ 教室終了後の運動継続者の割合

参加者に対して教室終了 3 か月後を目安に、発注者よりアンケート調査を行う。アンケートの具体的な内容は、発注者と受注者で協議の上決定することとし、アンケートに係る時期についても実施計画書に含める事。

(ア) アンケート時期

教室終了後 3 か月後

(イ) アンケート項目

教室内で実施した内容（体操等の生活習慣）の継続状況を調査する。

(ウ) アンケート集計

アンケート結果のデータは、発注者で回収および保管し、結果を受注者へ通知する。

④ 教室の実施目的を判定できる評価項目

受注者より項目、実施方法の提案を受け、発注者と協議の上、決定する。

(別表)

体力測定項目と評価基準（候補案）

	測定項目	実施方法の参考元
①	長座体前屈	文部科学省 新体力テスト実施要項（65歳～79歳対象）
②	開眼片足立ち	文部科学省 新体力テスト実施要項（65歳～79歳対象）
③	握力	文部科学省 新体力テスト実施要項（65歳～79歳対象）